

大阪府立成城工業高等学校・成城高等学校同窓会会則

第1章 総則

第1条 本会は大阪府立成城工業高等学校・成城高等学校同窓会を成城同窓会と称する。

第2条 本会の事務局は大阪府立成城高等学校（大阪市城東区諏訪3丁目11番41号）におく。

第3条 本会は会員の親睦をはかり、母校を中心に会員の連携を固めて相互の向上に努めるとともに、母校の発展に寄与し、以て我が国の工業・産業の発展に貢献する事を目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会報並びに会員名簿の発刊
2. 会員の弔慰
3. 工業・産業の研究、調査に関する事項
4. その他必要と認められる事

第2章 組織

第5条 本会は次の会員をもって組織する。

1. 正会員 大阪府立成城工業高等学校・成城高等学校卒業生
2. 特別会員 同校職員及び旧職員
3. 名誉会員 総会の決議によって推薦した者

第3章 機関

第6条 本会には次の機関を設ける。

1. 総会
2. 運営委員会（役員会）
3. 執行委員会

第4条 役員及び委員

第7条 本会には次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 書記 2名
4. 会計 2名
5. 会計監査 2名
6. 事務局員 若干名（会長より委嘱された、母校同窓会担当職員）
7. 幹事 若干名
8. 顧問 若干名（本同窓会役員経験者）

第8条 本会には評議委員を置く。

第9条 役員の任期は3ケ年とし再任を妨げない。

第5章 会計

第10条 本会の経費は次の収入によって支弁する。

1. 入会金
2. 会費（終身会費）
3. 寄付金
4. その他

第11条 正会員は入会金2,000円、終身会費4,000円を納入するものとする。

ただし、21年度卒業生より適用する。

（平成20年2月23日（土）役員会）

第12条 本会の決算は、会計監査を経て毎年運営委員会において報告し承認を受けなければならない。

第13条 本会の資産は第4条にあげた事業以外の目的のために支出又は使用してはならない。

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日より3月末日までとする。

第6章 附則

第15条 本会則を改正するには総会において出席会員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第16条 会員は住所、勤務先、その他身上に変動が生じた際はその都度事務局に通知しなければならない。

【改正の歴史】

1962（S.37）年6月17日（日）

総会において賛成多数で本則細則可決成立する。

1975（S.50）年6月22日（日）

総会において賛成多数で本則細則改正案可決成立する。

1986（S.61）年11月15日（日）

総会において賛成多数で本則細則改正案可決成立する。

1991（H.3）年11月17日（日）

総会において、事務局体制の整備・明確化及び総会の招集時期に関する点などを中心にした改正を、賛成多数で可決する。

1996（H.8）年11月17日（日）

会則第7条8項の「顧問 若干名」を追加奨学生募集に関し、「各学年1名」を「推薦ないときは他学年より」に改正。総会において賛成多数で改正案可決成立する。

2002（H.14）年11月9日（土）

総会において、奨学生募集の募集人数・支給時期に関する点等を中心とした改正を賛成多数で決定する。

2009（H.21）年2月7日（土）

成城高等学校への改編に伴い、本則改正および、奨学生募集人数の改正等を賛成多数で決定する。

第1章 総会

第1章 総会は本会の最高決議機関であって、全会員をもって構成し、3年に1回春季に会長が招集する。総会の議長は出席会員より選出する。但し、運営委員会の要請があった場合は臨時招集することができる。

第2条 総会における決議は本会則第15条、細則第18条の場合を除き、出席会員の過半数の同意を必要とする。但し、可否同数の時は議長がこれを裁決する。

第3条 次の事項は総会において行うものとする。

1. 事業報告と決算の承認
2. 会則及び細則の改正
3. 事業予算計画の審議決定
4. 役員の選出

第2章 運営委員会

第4条 運営委員会は総会に次ぐ常設の機関であって、委員と役員をもって構成し、会長が年1回年度始めに招集する。但し、執行委員会の要請があった場合は臨時招集することができる。

第5条 次の事項は運営委員会において行う。

1. 本会の目的に応じる各種の事業計画の審議
2. 総会における決定事項の運営方針の審議、決定
3. 総会に提出する議案の作成
4. 予算の審議並びに決算の承認
5. 会計内規に関する事項の審議、決定
6. その他必要に応じて処理すべき事項

第6条 運営委員会は評議委員の3分の1以上の出席をもって成立し、議長は評議委員より選出し、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。但し、委任状をもって出席とする。尚、可否同数の時は議長がこれを裁決する。

第3章 執行委員会

第7条 執行委員会は本会の業務を執行する機関であって、役員をもって構成する。

第8条 次の事項は執行委員会において行う。

1. 本会の目的に応じる各種事業計画
2. 予算並びに決算書の作成
3. 運営委員会における決定事項の実施
4. 運営委員会に提出する議案の作成
5. その他必要に応じた処理すべき事項

第9条 執行委員会は、2分の1以上の出席をもって成立し、議長は会長とし、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。但し、可否同数の時は、議長がこれを裁決する。

第4章 役員の選出及び任務

第10条 役員は次によって決める。但し事務局員を除く。

1. 役員は、正会員より選出する。
2. 役員は、指名委員会において選考し候補者を推薦する。
3. 指名委員会は、評議委員と事務局員で構成する。
4. 指名委員会は、委員長を互選する。
5. 推薦された候補者は、本人の承諾によって役員候補者となる。
6. 指名委員会は、役員候補者の氏名を役員選挙の行われる総会前に全会員に通告する。
7. 前項の規定にかかわらず選挙の行われる総会において一般会員は、本人の承諾を得て候補者を追加推薦することができる。
8. 候補者が定数を超えないときは、総会にその信任を諮って当選とする。この場合必ずしも投票を要しない。

第11条 役員の任期は、当選より次の役員選挙が行われる総会までとする。但し、事務局員は除く。

第12条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会に責任者として本会を統括し、総会・運営委員会及び執行委員会を招集して議事を司るとともに本会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその任務を代行する。
3. 書記は、総会並びに運営委員会及び執行委員会の議事及び本会の活動状況を記録する。
4. 会計は、本会のすべての収入・支出の正確な記録をなし、会計監査委員の監査を経た後、総会及び運営委員会において決算報告をする。
5. 会計監査は、会計を監査し、その結果を総会及び運営委員会に報告する。

第5章 評議委員

第13条 評議委員は、卒業時の各クラスより1名選出する。評議委員に欠員を生じた場合は、所属クラスより補選する。但し、卒業時最初の評議委員は、在学中の同窓会委員がこれにあたる。

第14条 評議委員の任期は3ケ年とする。

但し、再任を妨げない。補欠により選任された者の任期は前任者の残りの期間とする。

第6章 会計監査

第15条 会計監査の任期は3ケ年とする。但し、再任を妨げない。

第16条 会計監査は会計を監査し、その結果を総会および運営委員会に報告する。

第17条 会計の内規に関する事項は別に定める。

第18条 本会則を改正するには総会において、出席会員の3分の2以上の賛成を得なければならない。